

別 紙

令和4年3月31日以前に締結されたご契約において、  
準じて取り扱うこととなる共済約款の変更例について

令和4年3月31日以前に締結されたご契約について、次の共済約款の変更内容に準じて取り扱います。

特定感染症への新型コロナウイルス感染症の追加に伴う共済約款の変更例（終身共済約款の変更内容）

（下線部分は変更部分）

改 正 後				改 正 前			
〔 特 約 〕				〔 特 約 〕			
災害給付特約				災害給付特約			
第2条 [共済金の支払]				第2条 [共済金の支払]			
(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。				(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。			
共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人	共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 災害死亡共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注1）以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因と	共済金額と同額	死亡共済金受取人	① 災害死亡共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注1）以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因と	共済金額と同額	死亡共済金受取人

	し、または特定感染症（注2）により、 共済期間内に死亡したこと				し、または特定感染症（注2）により、 共済期間内に死亡したこと		
② 災害 後遺障 害共済 金	被共済者がこの特約の責任開始時以 後に生じた災害を受けた日以後200日 以内にその災害を直接の原因とし、ま たは特定感染症により、共済期間内に 次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこ と イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と 同額	被共済 者	② 災害 後遺障 害共済 金	被共済者がこの特約の責任開始時以 後に生じた災害を受けた日以後200日 以内にその災害を直接の原因とし、ま たは特定感染症により、共済期間内に 次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこ と イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と 同額	被共済 者
③ 災害 給付金	被共済者がこの特約の責任開始時以後 に生じた災害を受けた日以後200日以 内にその災害を直接の原因とし、共済 期間内に第2級から第10級までの後遺 障害の状態になったこと	共済金額× 別表〔後遺障 害等級表〕の 支払割合		③ 災害 給付金	被共済者がこの特約の責任開始時以後 に生じた災害を受けた日以後200日以 内にその災害を直接の原因とし、共済 期間内に第2級から第10級までの後遺 障害の状態になったこと	共済金額× 別表〔後遺障 害等級表〕の 支払割合	
<p>(注1) [略]</p> <p>(注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第 2項、第3項、第4項または第7項第3号の感染症（同号の感染症に あつては、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである 感染症であつて、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関 に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに</p>				<p>(注1) [略]</p> <p>(注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第 2項、第3項または第4項の感染症をいいます。この特約において同 様とします。</p>			

限ります。)をいいます。この特約において同様とします。

# 医療共済の健康祝金支払特則における健康祝金の支払履行期の変更に伴う共済約款の変更内容

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">〔 特 則 〕</p> <p style="text-align: center;">健康祝金支払特則</p> <p>第4条〔健康祝金の支払請求〕</p> <p>(3) 普通約款第8条〔共済金の支払請求〕(3)、第18条〔共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い〕(3)および第51条〔時効〕の規定は、健康祝金の支払について、準用します。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第5条〔<u>支払時期および支払方法</u>〕</p> <p>(1) 組合は、健康祝金の請求があった場合は、<u>請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に健康祝金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。</u></p> <p>① <u>日曜日および土曜日</u></p>	<p style="text-align: center;">〔 特 則 〕</p> <p style="text-align: center;">健康祝金支払特則</p> <p>第4条〔健康祝金の支払請求〕</p> <p>(3) 普通約款第8条〔共済金の支払請求〕(3)、<u>第9条〔支払時期および支払方法〕</u>、第18条〔共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い〕(3)および第51条〔時効〕の規定は、健康祝金の支払について、準用します。</p>

改正後

改正前

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 12月29日から翌月3日までの日

(2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、健康祝金支払特則付契約の締結時から健康祝金請求時までに組合に提出された書類だけでは健康祝金を支払うために必要な確認ができない場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が健康祝金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、健康祝金を支払います。

<u>確認が必要な場合</u>	<u>確認事項</u>
<u>健康祝金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合</u>	<u>生存または入院に該当する事実の有無</u>
<u>共済契約の効力の有無の確認が必要な場合</u>	<u>この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無</u>

(3) (2)の事項の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、健康祝金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに健康祝金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

改 正 後		改 正 前	
<u>特別な照会または調査の内容</u>	<u>日 数</u>		
<u>弁護士法その他の法令に基づく照会</u>	<u>180日</u>		
<u>警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会</u>	<u>180日</u>		
<u>医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会</u>	<u>90日</u>		
<u>災害救助法が適用された被災地域における調査</u>	<u>60日</u>		
<u>日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査</u>	<u>180日</u>		
<p><u>(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。</u></p> <p><u>(4) 健康祝金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。</u></p> <p>① <u>組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法</u></p> <p>② <u>組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法</u></p> <p><u>(5) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。</u></p> <p><u>(注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を</u></p>			

改正後	改正前
<p data-bbox="219 188 362 225"><u>含みます。</u></p> <p data-bbox="136 316 568 352"><u>第6条</u> [略] [条項移動]</p> <p data-bbox="136 443 568 480"><u>第7条</u> [略] [条項移動]</p>	<p data-bbox="1158 316 1391 352"><u>第5条</u> [略]</p> <p data-bbox="1158 443 1391 480"><u>第6条</u> [略]</p>

## 養老生命共済の共済期間の短縮にかかる規定の変更に伴う共済約款の変更内容

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>[ 普 通 約 款 ]</p> <p>第20条 [共済期間の短縮]</p> <p>(1) 共済契約者は、契約日から1年を経過した日以後であって、共済期間を5年、10年、15年、20年、25年もしくは30年とする共済契約または契約日から被共済者が50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、<u>77歳</u>もしくは<u>88歳</u>に達する日の属する共済年度の末日までとする共済契約の範囲内に限り、組合の定める取扱いに基づき、共済期間を短縮することができます。ただし、次の場合には、共済期間の短縮はできません。</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p>	<p>[ 普 通 約 款 ]</p> <p>第20条 [共済期間の短縮]</p> <p>(1) 共済契約者は、契約日から1年を経過した日以後であって、共済期間を5年、10年、15年、20年、25年もしくは30年とする共済契約または契約日から被共済者が50歳、55歳、60歳、65歳、70歳もしくは<u>75歳</u>に達する日の属する共済年度の末日までとする共済契約の範囲内に限り、組合の定める取扱いに基づき、共済期間を短縮することができます。ただし、次の場合には、共済期間の短縮はできません。</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p>